

平成 29 年度第 1 回練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 平成 29 年 8 月 22 日 (火) 午後 1 時 30 分 ~ 3 時
会 場 練馬区役所本庁舎地下 2 階 多目的会議室
出 席 者 委員 30 名 (うち代理出席 4 名) 欠席委員 4 名
幹事 1 名 書記 1 名 事務局 4 名
公開の可否 可
傍 聴 者 0 名

1 開 会 青少年課長

2 委嘱状交付

新委員 (区職員を除く) に委嘱状を机上配布した。

3 教育長挨拶

皆様、こんにちは。今、事務局からもございましたけれども、日程の変更につきまして、私からもおわび申し上げたいと思っております。

また、急な日程変更にもかかわらず、多くの皆様方にご参加いただきましたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日は平成 29 年度第 1 回目の協議会でございます。

本日の案件の中で、夕べの音楽についての案件がございます。

これは、引き続き、昨年以前に委員をなさっていただいております皆様方にはご承知のことと思います。この夕べの音楽につきましては、午後 4 時半、5 時半と時間を分けていきますけれども、毎日、子どもたちのために音楽とナレーションを流して帰宅を促そうというものであります。

この間、青少年問題協議会で、何回か改善を行いながら、よりよいものにしていこうということで、皆様方のお知恵を借りながら続けてまいりました。

最近、夕べの音楽に対して、端的に言うと、「うるさい」、「やめるべきだ」という意見が、一部ではありますが寄せられておりまして、我々としても、その一つ一つを受けとめながら、何か改善点があるかどうか、それについて、前回、前々回と、皆様方にお諮りをした経緯があると思います。

その中で、皆様方からは、夕べの音楽については長年馴染んでいるものだ、子どもだけではなく大人も時間の目安にしているということで、廃止するということは、その必要はないだろうとのことでした。ただ、そういう様々な課題、苦情があるのであれば、可能な限り変更をすることはやむを得ないのではないかというご意見をいただきまして、どういうふうに変更するかということについては、事務局にご一任いただきました。

この半年、事務局で随分苦勞して、新しい夕べの音楽について、まとまったようであり
ますので、後ほど、皆様方にはご披露を申し上げたいと思います。どうぞ、この件に関し
ましては、ぜひご理解いただきたいと思っております。

本協議会についていえば、主たる活動は、言うまでもないことでありますけれども、青
少年の健全育成ということで、とりわけ練馬区青少年育成活動方針を策定することや、防
犯ハンドブックの作成、また、それらを通して、様々な機会を捉えながら青少年の健全育
成を図っていくということでもあります。

引き続き、青少年問題協議会の本来の趣旨に則って、ぜひ、様々なお立場の皆様方から、
分け隔てないご意見を寄せていただければありがたい、そのように思っております。

今後とも、青少年の健全育成に皆様方の変わらぬご支援をいただけますことを心からお
願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 委員（および事務局職員）の紹介

資料1の委員名簿をもって委員紹介とした。

5 議題

（議長）

議題に入ります。皆さんよろしくお願ひします。

本日の会議次第に沿って進めていきます。議題ですが、

（1）平成30年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定について

（2）夕べの音楽の見直しについて

（3）報告事項

（4）その他

となっております。

議題の（1）から審議に入りたいと思います。（3）報告事項の「平成29年度練馬区
青少年育成活動方針の活用方法アンケート調査結果について」と関連しますので、併せて
事務局から説明してください。

（事務局）

資料2および資料4により説明

（議長）

ただいま事務局から趣旨説明およびアンケート結果の説明がありました。

ご質問はございませんか。説明をしていただきましたけれども、よろしいでしょうか。

(委員)

アンケート結果の中で、幾つか参考になる事例があるのですが、配布時期のことについて伺いたいと思います。

このアンケートの中で、どうも年度当初に配付するのは、他の関係資料も膨大なものがあるし、なかなか難しいということで、ずらしたらどうかということが小・中からも出ておりました。こういうことは、私どもは大事にしないといけないかと考えます。

このアンケート結果の活用をどういうふうにお返すのか。結果をどのように捉えて、どうお返すのか。そのことについて、教えていただけますでしょうか。

(議長)

ただいま委員からご質問がありましたけれども、このアンケート結果の配布時期です。活動方針の配布時期について一考ということですね。

(事務局)

貴重なご意見をありがとうございます。

こちらのご意見については、実は、以前から何度もいただいているご意見でございます。たしかに、年度当初の4月は、学校にとっても、いろいろな組織にとっても、一番お忙しい時期であるのはこちらとしても重々承知しているところではございますが、年頭の1年を通した活動の元となるものが、この青少年育成活動方針になります。そういう趣旨がございまして、年度当初に青少年に関係する機関、または学校等に、どうしても徹底させていただかなくてはいけないということで、3月末から4月にかけて、各関係機関にお配りさせていただいております。

時期につきましては、学校だけを考えると、6月とか7月とか落ちついたところにお配りするという時期も、手段としてはあるのかと思いますが、1年間の活動方針のもとに、青少年の健全育成を進めていきたいという意味から、年度当初に毎回お配りをさせていただいているものでございます。

(委員)

私は、配布時期については、それなりの事情といたしますか、結構でございます。

このアンケート結果が、時期が忙しくてもったいないというような、いろいろな事情で、説明の時間がとれないとか、他のたくさんの膨大な資料の中に埋没してしまうというような意見が出ているので、これについては、せっかくなにかいいものをつくっても、それを活用してもらわないと困りますので、特に、小学校、中学校の学校の先生方のご意見を十分に尊重されて、こういうアンケート結果が出ておりますので、それを生かす方向でお願いしたいという趣旨で申し上げたところです。

配布時期については、年度当初でも問題ないと思います。

(議長)

貴重なご意見をありがとうございました。

まず、各年度、その年度当初にお配りすると、また、その結果について云々と、委員からありました。

それについては、青少年育成委員会の活動方針として、区内で 2,200 名近くの委員が活動しております。

そういう委員の中の意見で、早目に渡すことによって反映されるのではないかというふうに考えます。

(事務局)

補足させていただきます。

先ほど、事務局からお話をしたとおり、配付の時期はご理解いただいているとおり、4月とさせていただいておりますが、各学校でのご事情によって配付の時期を変えていただいても結構でございますし、自治会に、PTAの会報とか、学校のそういった機会をとられて、ご説明や、配布をしていると聞いてございます。

時期については、学校の状況に応じてお願いしているところでございます。

また、調査結果についてもいろいろとご意見いただいて、アンケート結果もまとまっていくものでございます。

これについて、できるものは少しずつ改善していきたいと思っておりますし、いただいたアンケート調査結果を各学校にお配りして、色々なご意見があるということも周知していくということも考えていきたいと思っております。

(議長)

ありがとうございました。ほかにございますか。

(委員)

小学校の活用方法について、意見です。

これは、担任によって配付の仕方が違う、教師によって事務的に関わるクラスもあるし、資料のその上の方には、授業の一環として学習教材として利用したと。

先ほどもおっしゃいましたけれども、良いものだからこそ、時間を上手に使って、つくったにもかかわらず、保護者は読んでいるのかわからないけれども、一応アンケートに答えてくれて反応あったわけです。

私も、都心の区役所にいたときに、障害者の冊子というものを、えらい時間と金をかけて全小学校と中学校に配ったことがあります。子どもも読んで、それから保護者にもという、かなり厚い冊子だったのです。

アンケートを、先生方は忙しいのしょうけれども、まとめて送ってくださいということで通知しましたら、来たのは1校だけでした。年末を使って、そう、都心の方なので小・

中学校の数が多くなかったです。愕然としたのですけれども、ただ、先生方は非常に忙しい。

副校長先生との話し合いをやったときに、本庁からの資料が多過ぎる、何とかしてくれと言われたのですが、環境部にしても、教育委員会にしても渡す方は1回で済むわけです。

受け取る方は、ドカンと来るわけです。それは何とかならないのかと。

それは、副校長先生が判断してくれと、要らなければ捨ててしまえばいいのだと、最後はあまりいい空気にならなかったです。それは、学校に帰って考えてと。

ただ、役所としても重複しているものがあつたので、それは調整します、で終わりましたが非常にもったいない。積んで終わりというのが見受けられましたし、お金をかけて、非常に良いものが埋もれているというふうにははいけないと思います。

(議長)

ありがとうございました。それでは、ほかにご意見はございますか。

それでは、ないようですので、ここで30年度の青少年育成活動方針(案)の策定にあたりまして、ご意見をいただきます。

平成29年度版の青少年育成活動方針をご覧になって気になる点や、青少年健全育成という観点から、参考となるご意見をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

(委員)

こちらの青少年育成活動方針は、昨年もいろいろと意見を言わせていただいた記憶があるのですが、改めて私の家族と改善点について話し合ったところ、2点ほど議論に挙がりました。

1つ目は、子どもの立場からすると、文字が多くてなかなかこれを読もうという気にならないという点です。そこでですが、表紙以外の挿絵、例えば、子どもたちにここにある四つのそれぞれの目標にふさわしい絵を子どもたちから募集して掲載するというアイデアは如何でしょうか？そういったことが、子どもとしても、目標のそれぞれがどういう意味なのかなということを考えるきっかけになる上に、活動方針のパンフレット自体にも興味が持てるかと思います。

2つ目は、親の立場からすると、配られたときに活動方針の紙をどういうふうに活用するのかというのが分からないという点です。どう使えばいいかわからないと、1回も見ないで捨ててしまうというような残念な行動が出てしまう可能性もあります。そこで、どこかに活用方法のガイドラインや使い方の例を記載できないでしょうか？例えば、活動方針の中には「チェックしてみよう」という項目がありますので、この中に親のチェック項目として、「お子さんと一緒に～をしてみましたか？」とか、「お子様と～について話し合いをしてみましたか？」といった欄を設けるのも一案かと思います。ちなみに、私の家では冷蔵庫に貼りつけるようにしているのですが、「本紙は目立つ場所に貼りつけてください」

というような、親御さんに向けた使い方の案内を、表紙または裏表紙に記載するのも良いのではないかと思います。こうした使い方については、従来は学校の先生に説明して頂くことを想定していたのかもしれませんが、先ほどの話にもありましたとおり、先生方のご事情としてなかなか説明の時間がないというのが実態だと思いますので、直接資料に盛り込んでしまった方が良いと感じました。

(議長)

ありがとうございました。

まずは、この活動方針の4つの目標の絵について、募集してみてもうどうですかというご意見ですが、事務局で説明をしていただければよろしいですか。

(事務局)

貴重なご意見をありがとうございます。

今現在、健やか運動の一環としまして、子どもたちに、学校を通して夏休みの機会での絵の募集をしているところでございます。

先ほど4つの目標それぞれについて、原画を募集というお話だったかと思いますが、今現在、1月から12月までの月、健やかカレンダーの原画から表紙絵をご使用させていただいております。

目標を具体的に絵であらわすのは難しい面もあって、すぐに実現できるかどうか、正直ハードルが高いと感じてございますが、今後、絵画の募集の中で、もしそういった観点から募集が可能なのか、事務局として検討させていただければというふうに思います。

(議長)

よろしいでしょうか。この表紙絵については、皆さんもご存じのとおり、大きなカレンダーがございまして、あのカレンダーに募集した皆さんの、佳作の方のものを載せています。優秀賞の方はカレンダーの中に採用されておりますので、それに落ちた方、それ以外の作品の中から選んでいます。

ほかにご意見はありますか。

(委員)

私は、去年もそうですけれども、この育成活動方針はよくできていると思います。

家庭内社会教育というのを中心に、ウエイトを置いていると、2ページの一番上に「みんなで作ってみよう」と大きく書いてある。

それから、一番右側の3ページに「参加してみませんか」と書いてある。極めて良いことです。やればいいのですよ。やらないから問題です。

私は、今年は直すことはない、一度しか言いませんけれども、そんな感じをもっております。

ただ、いかにして実行するかということ。いつも申し上げているように、猫の首に鈴をつけるのが一番いいけれども、誰がつけるか、誰がやるか。ここが問題だと思うのです。

それともう一つは、先ほどの、学校を通して関わるという話ですけれども、学校の先生は、色々な仕事とか、色々とすることに追われていて、これを配って、さらに家庭教育まで先生にできるのですかと。何を言いたいかということ、なんで学校の先生に押しつけなければいけないのかということなのです。

これをどうやって活用していくかということの討論をすべきだと私は思います。

ただ、私が日ごろ考えていることは、今社会で求められていることは非認知能力ということなのです。

非認知能力ということは、テストや何かにしろ、点数にあらわれてこない力。

算数とか英語とかは全部テストで数字にあらわれていますね、これは評価される能力。

非認知能力というのは認知されないことなのです。

どういうことかということ、一つはやる気、一つは忍耐力、一つは協調力、色々な本を読んだら、そう書いているという話です。そういうものは計りようがないです。

非認知能力というのは、どこで教えるかということ、家庭とか社会でしかないのです。

協調性は学校でできるかもしれませんが、忍耐とか、やる気とか闘志とか根性ということとは学校では教えられない。そうすると地域や社会で教える以外はない。

つまり、親御さんたちが地域のお祭りに出たり、町会に出たりして、社会の複雑な人間関係が雑多な中に出て、それから非認知能力が得られるのだということを親が理解していないということが問題なのです。

学校に行って成績だけとれば、社会に出て偉くなって何とかやれると親が思っていることが問題です。

だけど、そこで親を責めたらいいのかということ、親も核家族で、初めて1人の子どもを育てているわけです。年寄りだとか、色々経験したおじいさんおばあさんもいませんので、若い親が戸惑って右往左往しているという状況ではないだろうか。

そうだとすれば、この人たちに、あなたたちが悪いということもできないし、これは大変な問題ですから、私はこの地域社会に入って、それでなくても町会は年寄りです。入ってみて、お祭りを見て、色々なことを経験して、社会の中で子どもたちが非認知能力を養っていく以外に方法がないと思うのです。

それをどう育てていくのかを考えるべきだということをご提案したいです。

(議長)

ありがとうございました。

実際に実行してみたらどうかと、それには3番の参加してみませんか。

委員からお話がありましたけれども、地域のお祭りとか、その他行事に親子ともども参加したらいいのではないかというご意見でした。

ただいまの委員の意見、また、それではなくて、私はこう思いますというご意見があり

ましたら、どうぞ発言をお願いします。

(委員)

先ほどの委員の方と意見が重なる部分が多いですが、先ほどの、配る資料が埋没するところ、大変お恥ずかしい話で埋没している家の一件でした。

「これを配っていたと思うけれども、どこかにないか」と聞いたら「その辺になんかいあるあるよ」と二つ折りになって、それこそ埋没していたときが数年前にあったのです。もう大分前、5、6、7年前です。

最初に、たくさんある中で、表紙を見て大事な資料なのか、そうではないのかというのは、アイキャッチではないですけども、そこが漠然としていて、これは子ども向けなのか家庭向けなのかがはっきりわからないようです。

「子どもたちの輝く未来のために」というのは、これは何なのかという形で、放ってしまったというのが正直なところではあります。

私の家内がはっきり言ったのが「これは、子どもに配っているものでしょ、大人ではないでしょ」と言って、開けてみたら中身は大人向けのこと書いてありました。下の方にある大人のところに、授業参観に行っているか、PTAをやっているかとか、地域の活動に協力しているかと一番後のところに小さく書いてあるのです。

委員がおっしゃるように、このままだとそれに関心のない人は見ないです。子どもが描いた絵があって、子ども向けのかなとあって、子どもにハイと渡してしまう場合が多いのかと思うのです。どちらかという、練馬区青少年育成活動方針というのをはっきり書いてあるのですから、こういうところを表に出して、今のままだと何でこれを出しているかという趣旨がわからないのです。

そういう部分も交えて大人向けという形で出すのであれば、大人向けを前面に押し出して書いてもらった方が、区からの大事な資料だなとわかると思います。開いてみて「みんなやってみよう」と書いてあるのは、はっきり言って子ども向けの言い方です。

子どもが主導で、子どもから「お父さんとお母さん、こういうものが来たけれども」というふうになるようなものはあるのですか。家庭向けに出すのであれば、「子どもと一緒に話し合ってみてください」と書くのが一番いいのかなと思います。

最後に小さく「おとな」と書いてあって、ほとんどのものを子どもは見ないので、ここは全部空欄だと思います。ここのところたくさんチェックが入る家は、活動方針を使っていると思います。作り方と配付の仕方についてですが、先生にこれを配ってくださいというよりは、これはしんどいですが、PTAに、対保護者あてに直にやってもらった方がより効果が出るかなと思いました。

(議長)

学校のPTAの貴重なご意見をいただきました。他にご意見はいかがでしょうか。

まず、平成29年度の内容で、文言、表現の仕方、内容等を含めて、改善する点、どこを

どう改善したらいいかというご意見も含めて、青少年の健全育成という観点からご発言をお願いしたいと思います。

今、大人向けか、表紙の段階で見たときに訴えるものがないというご意見でした。

これは、家庭と学校と地域と、三つの集団といいますか、立場といいますか、そういうものをまとめて、練馬区全体で青少年の育成活動をする上での指針だと思います。

(委員)

先ほどのお話をまとめた形ですけれども、この配付を子ども向けか大人向けということであれば、「お父さんお母さん、お勉強してください」と頭のところに書くとか、そういう方法が大事じゃないですか。

これは僕の意見ですけれども、「勉強しなさい」とか「お父さんお母さん」とか、こういうことがありますと示してください。子どもと一緒に勉強しましょうと、そういう考えで保存版のところに大きく載せたらどうでしょう。

あとは、細かく、アンケートの中にあつたように、PTAの総会とか、そういうふうなところに一言、活用方法とか、こういうふうにするというふうな指導の方、あるいは、学校長や理解した人が説明するとか、そういう方法を取られたらいかがではありませんか。

(議長)

ありがとうございました。もう少し関心をもてるように示したらどうかというご意見です。ほかにいかがでしょうか。

(委員)

これも既に出ましたが、対象を誰にするのかということについて、前年度にも私は申し上げましたが、それをもとにしながら、誰に向かって語りかける、誰に配付するのかということを、もう一回立ち止まって考えてみる必要があるのではないかと思います。

今、皆さんがおっしゃったように、大人向けなのか、子ども向けなのか、あるいは、行政が願っていることをまずアピールしたいのか。この辺のところをもう一回、整理した方がすっきりするのではないかと思います。

例えば、4つの目標の4番目は、家庭、学校、地域、関係機関の連携を深めましょう。これは、保護者の方はこれをどう捉えるか、そう思うのです。私も役所にいたものですから、役所の立場から見れば、ここは確かに大事な目標です。しかし、これをもらった親や子どもが関係機関と連携を深めましょうと思いますか。

そういう点で、細かくしますとキリがありませんが、対象をどこに絞り込むか。それで、どういうふうな表現表記にしたらいいのかということについて、また一度、じっくりと考えることも必要ではないのかなと思います。

現在、既に、こうやってすばらしいものが出来上がっています。これはこれで、もっと

活用していきますけれども、将来的にということでも申し上げていました。

昨年度から私は申し上げましたが、この辺のところは時間がかかりますので難しいと思います。しかし、せっかく一生懸命良いものをつくったのに、それが活用されなかったら何ものりません。ただやった、配っただけの結果に終わってしまう。だから、先ほど委員もおっしゃっていましたが、それを実際に行動に移し、人や親や子どもが動いてもらわないと意味がないわけです。

その辺のところ、これは根本からひっくり返すことになりますので、非常に言いにくいことですが、こんなことを考えてみることも必要ではなからうかと思えます。

(議長)

今の委員のご意見は、もう一度見直しと言いますか、活動方針ができたもとなるのは、先ほど事務局から説明をいただいた経緯を経て、やっと今現在のすばらしい形になったと思えます。

ですので、全てを皆さん全員に理解してもらうではなくて、この中から一つでも二つでも生かされれば、この活動方針の活用になってくるのではないかなと、私自身はそんなふうに思っております。ほかにありますのでしょうか。

(委員)

現在、練馬区体育協会育成団体として16種目、約5,000名の子どもたちが活動を行っています。

今回、全種目にアンケート用紙を配布し、家族での話し合い、子どもたちでの話し合いをお願いし、1か月後に98パーセントの回収が行えました。の困ったとき相談できる人のアンケートには、両親・学校の先生・友達が多く安心しました。

アンケート用紙も学校だけでなく、スポーツ大会等組織的な集まり等で配布、検討することもよろしいのではないかと思います。

体育協会として今後の活動の中で活用していきたいと思えます。

(議長)

大変貴重なご意見でした。ありがとうございます。

この活動方針も、そのように生かされているなという感じで、ありがとうございました。

各団体の方たちも、それぞれの委員会なり会合等でご活用ください。17の育成地区委員会では区の職員の方が来て、活動方針の内容についてご説明をいただいております。

ほかに、ご意見はございますか。

(委員)

私は今、町会連合会で、町会は年寄りが多く、若い人がいないので困ってしまっています。ですから、入ってもらいたいものだけれども、お祭りのときは参加してくれますが、あ

とは、ほとんど知らんぷりという感じです。

よく考えてみると、私も商売をやっていたときは、若いときはそうだったから、今は何かしら取り入れることは無理かなと思っています。だけれども、町会を構成している人は、私たちの町会では、平均年齢が幾つになるのか、70 前後になるのではないか。ですから、経験則を十分に持っている人が多いのです。だけれども、その経験則を発揮して子どもたちの集会や何かに生かす場所がない。若い人たちがいないので。

そうすると、町会に加入してもらって、お祭りに参加するというようなことで、町会メンバーと、PTAのお母さんとか、そこでドッキングで話し合う機会なんていうのはありませんか。そんなことを考えています。

(議長)

貴重なお話をありがとうございました。

ほかに、ご意見はございますか。

それでは、ほかにご意見がないようでしたら、事務局でまとめてください。よろしくお願いいいたします

(事務局)

本当に貴重なご意見、ありがとうございました。

お話を聞く限り、育成活動方針をどう活用していくかということころは、しっかり示していく必要があるのかなと思ってございます。

経緯ですが、先ほど事務局からお話ししたように、最初は、青少年育成地区委員会の委員向けということでした。20 年前のものについての育成活動方針は、本当に文字がたくさんあり、いろいろと説明がございました。それが、平成 22 年度から、各保護者というか、小中学校の皆さんに配るということで、シンプルになって読みやすくなってきたという経緯がございます。

昨年度は横書きにして、大幅に変更した経緯もございます。新たに、特徴というのを出すというのはなかなか難しいとは思っております。

基本的に、ここまでできたものですので、この形は、先ほどのご意見を踏まえながら、検証しながら、30 年度に向けて、青少年対策連絡会で見直していきたいと思えます。

それで、幾つかお話があった活動方針について、改めて内容というか、これは青対連のご意見を聞きながら進めたいと思えますが、今までの経緯も踏まえて、活用の仕方について示したものを、新たな内容で青少年委員用、もしくは青少年育成地区委員会用、学校用とか、どういうふうなものができるかわかりませんが、青対連で検討していければというふうに思っております。よろしくお願ひします。

(議長)

では、本日のご意見を踏まえて、平成 30 年度青少年育成活動方針の素案を青少年対策連

絡会で作成していただきたいと思います。

よろしければ、拍手でご承認ください。

ありがとうございました。拍手多数で承認をいただきました。

それでは、議題の(2)「夕べの音楽の見直しについて」、事務局から説明してください。

(事務局)

資料3により説明

それでは、新しい音源をお持ちしましたので、現在の音源と新しい音源の2曲を続けてお聞きください。

音源を流す

以上になります。

(議長)

それでは、ただいま二つ、現在の音源と新しく変更する音源、フルートからピアノへの変更ということで、また音程も下げたということでございます。

また、ナレーションの方も、「よい子のみなさん」がなくなりました。

それでは、本年1月の本協議会において事務局にご一任いただいた案件ですが、これでいかがでしょうか。

(委員)

音程を下げたということですが、スピーカーの時点で、どのぐらいの音量になっているのですか。

正直に言います、私の会社のそばのロケット公園にスピーカーがありますが、いつも事務所で聞くときは、非常にいい音色に聞こえるのですが、遊んでいる真下で聞くとドキッとします。

でもこれは、家庭、あるいは遠くの方まで届くような音量なのだろうと理解しておりますが、実際に、あの出力の音というのは、どういうふうに決められているのか、その辺のところを教えていただければ、そういったうるさいとか何とか苦情が出たときに、私が代弁して説明もできるのではないかと思います。その辺の事情を教えていただければと思いますけれども、いかがですか。

(事務局)

音量につきましては、今現在の放送と変更する予定はございません。

ただ、今現在もそうですが、毎日の夕べの音楽につきましては、緊急放送の何十%ということで音を押さえて実際に放送してございます。

緊急放送の場合につきましてはフルの出力で、区内全域に全部聞こえるようにということで設定してございます。毎日の夕べの音楽につきましては、その何十％ということですが、放送塔の真下とか、近くの方々ですと、若干うるさいといったご意見が寄せられているところでございまして、その音量自体は簡単にはかえられないのですが、聞こえ方の問題で、現在電子音のフルートを使っており、こちらが流れた瞬間、高音なので、かなり神経にさわるといいますか、そういったものもございまして、音程を下げさせていただいたところでございます。

(事務局)

補足させていただきます。

まず、今の音ですけれども、このような1年に数件の苦情ですけれども、実際に外で聞きますと、時間になったら、「プチッ」とスピーカーが入った音が数秒前にします。そして、人によってはカチンと来るだろうなというような金属的なフルートの音が聞こえるのが、現在の放送です。

今のところをピアノにしましたのは、音を下げるとということと、それから、頭にカチンと来るような、そういうような音色ではないものとして、お選びしたものでございます。

それから、もう1点ですけれども、現在の防災無線については、従来はスピーカーで、一斉に同じボリュームでなければなりませんでしたが、今は場所によって多少のボリュームを下げたり、上げたりするという機能が付加されているというふうに承知しています。

もし、所管に問い合わせまして、間違いであれば、改めて訂正させていただきますけれども、微妙に、そのあたりのところについては対応が可能であるということだというふうに承知しています。これは、毎日子どもに帰宅を促すという目的とともに、緊急時に、区民の方に災害対策の通報するためのことも、同時に担っておりますので、逆にうるさいからといって、そこを下げたりすると、またそれはそれで、色々なことが起こります。

ですので、私どもとしても、子どもたちの帰宅を促すため、それから一方で、いざというときに聞こえないことはないようにと、そしてそういう方々に対する、逆にしゃくにさわるような、そういう音でないようにと、三つ目的を持っているところで、今回このような形で対応させていただきました。

音源をつくりました事業者については、通常の音楽関係の事業者にやっていただいたわけではなく、防災関係のところを担っている事業者でございます。

また改めて、もし私の発言に間違いがあるようでしたら皆様方に修正しますが、基本的には、私の承知しているところは以上でございます。

(議長)

そういうことですので、もし苦情がありましたら防災のことも含めてご説明してください。

(委員)

承知しました。

(委員)

私は、強硬な意見で申し上げたいのですけれども、夕べの音楽の鳴る時間は午後4時半か5時半でしょう。子どもたちがびっくりして起きちゃう。それはそうかもしれない。

しかし、夜9時過ぎに、そういうことを鳴らすと子どもが起きてしまうからやめてくれと、これはよくわかる。だけれども、長い間、みんながその効果の方が大きいと、だから、こういう委員会で何年やったって継続しているのだから、それに対して、うるさいというのは自由だけれども、それを取り入れて、それを調整するとか、言っている人は民主主義をみずから否定しているのではないですか。そうでしょう。うるさいと、そこへ耳を傾ける必要はない。そのとおりに実行したら、民主主義の制度が成り立たない。私は自ら否定していることだと思います。

(委員)

今のお話も、音の大きさです。前にもこちらでお話しさせていただいたのですけれども、私どもで商店街をやっています、スピーカーがついています。

そちらのスピーカーの音量というのは全部決まっております、何メートル離れたところで何デシベルというところが決まっています。

以前、音が大きいときに、練馬区環境課からクレームがありまして、それで何度も修正させていただいたことがあります。

それはさておいて、そういうスピーカーから音を出す音量というのは、全て条例で決まっていますはず。そちらの条例の上限で、マックスで音量を流しているといういきさつがあると思うのです。

これは環境課にお伺いしていただければ、何メートル離れたところでどうのこうの、商店街はこういうところ、法的な手段のスピーカーにおいては何デシベルがオーケーですよという条例に沿ってつくられていると思いますので、その辺のところのご確認をよろしくお願いしたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、今後の変更スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

ただいまの放送で流させていただきました新しい音源につきましては、こちらの変更スケジュールにございますように、10月1日の4時30分の放送から実施をしていく予定でございます。

変更の周知につきましては、9月に行われます校長会に報告させていただきまして、また小中学校、保育園、幼稚園、関係団体等に周知しまして、9月21日号の練馬区報、また区のホームページでもお知らせをする所存でございます。

(議長)

それでは、新しい夕べの音楽の放送は10月1日、日曜日からということで、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の(3)報告事項に入ります。

については終了していますので、児童・生徒の地域における緊急避難所(ひまわり110番)について、事務局で説明してください。

(事務局)

資料5により説明

(議長)

それでは、児童・生徒の地域における緊急避難所(ひまわり110番)について、何かご質問はございますか。

(委員)

設置場所の数について意見があります。

商店が1,157件。設置場所の件については、ご自宅では、お家の方がよく見ているということは、なかなか難しいということで、商店と、あとコンビニの比重が非常に高いのかなと思います。

商店街連合会としては、今、商店数が1,800ぐらいになっており、商店街の数では78商店街が入っています。

ですから、もしよろしければ、見直しということで、もう一度、募集をかけるときは連合会に言っていただければ、そのように理事会で提案させていただいて、増やすような手だてを考えたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

連合会にご協力ということでございますので、事務局で、検討をお願いします。

それでは、ほかにご質問がないようでしたら、次に移ります。

それでは、青少年の非行・被害者防止全国強調月間、及び のこども家庭部青少年課所管事業について、事務局で説明をしてください

(事務局)

資料6、資料7、資料8により説明

(議長)

以上の事務局からの報告事項について、何か質問はございますか。なければ、続きまして、子ども防犯ハンドブックの寄付受領について、事務局で説明してください。

(事務局)

資料9、資料10により説明

練馬東、練馬西法人会様に、ご寄付いただきまして、区立小学校の1年生と4年生に配布させていただいております。

4～6年生のものにつきましては、中学生でも使用できる内容なので、区立中学校に、学級に1部配布して、お配りして活用させていただいております。

内容等をご活用いただきまして、練馬区の小中学生の防犯意識の啓発に、大きく寄与しているものでございます。

なお、こちらにつきましては、平成29年度は、練馬東法人会様から8,700部、金額にして20万1,000円ほどのご寄付をいただきました。練馬西法人会様からは、5,800部、13万4,000円。合計、両法人会様から合わせて33万5,000円によるパンフレットを寄付していただいているものでございます。

(議長)

何かご質問はございますか。

それでは、せっかくの機会ですので、区内の少年非行の動向について、光が丘警察署の少年第一係長からお話いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員)

先月、7月11日に練馬署、石神井署、光が丘署が管轄する、それぞれの中学校において、小学校、中学校の先生方と、夏休みの生活手段についての情報提供のほか、児童虐待、SNS、事故指南等について、意見交換をさせていただきました。

先生方のお話を聞くと、光が丘警察署管内の少年らは、比較的落ちついている様子であり、通常勤務を通じて私も管内の少年らは落ちついていると思っております。

また、練馬署、石神井署の少年係の方に各署の少年事情を尋ねたところ、いずれの署も、光が丘署と同様に、比較的落ちついているとのことでした。

また、練馬区に限らず、最近の少年を取り巻く環境は、先般、学校と警察の連絡協議会で協議されたとおり、SNS等の普及による有害環境の拡大が非常に懸念されておりまして、ほかには、少年の規範意識の低下、犯罪少年の低年齢化、増加する小児虐待等、看過できない状況にあります。

特に、少年がインターネットによる出会い系サイトなどの有害サイトに絡み、非行や被害に巻き込まれるケースというのが多数、多発している状況にあります。

光が丘署のみのデータで大変申しわけないのですが、平成 28 年中、当初、光が丘警察署でインターネットに関する犯罪で検挙した人数は 8 名、全部でおりまして、そのうち、少年が半分の 4 名。また本年では、8 月 22 日現在まで、インターネットに関する犯罪で検挙した人数は 3 名。そのうち、少年は 2 名となっております。

これはまた光が丘署だけのデータですが、平成 28 年中に光が丘署で補導した少年は 400 名を超えておりまして、補導の行為種別で見ますと、深夜徘徊が全体の約 90% を占めており、続いて、喫煙、飲酒の順となっております。

補導された少年の年齢は 15 歳から 17 歳が多数を占めており、また、行為場所は公園や路上が最も多くなっています。

補導件数は、平成 27 年に比べて約 20% 減少しており、本年も減少傾向にあります。

補導件数や少年の非行件数の減少というのは、さまざまな要因が考えられますが、大きな要因としては、少年を取り巻く環境が大きく変化したからと考えています。

環境の変化の原因としまして、スマートフォンの普及などによる少年事情の変遷という背景が挙げられます。

また、現在のように、スマートフォンが普及していなかった約 10 年前を思い起こしてみますと、少年たちはお互いにつながり合って、自分の居場所をつくるために、深夜帯まで公園などをたむろし、時にたばこを吸い、酒を飲み、傷害事件の被害に遭う、または、時に万引きをするといった少年らなりの少年事情がありました。

これらの行為は、外景、外側から発見されやすく、結果として非行少年として検挙され、また不良行為少年として補導されるケースが多かったのですが、これらの少年事情を現代に置きかえてみますと、現代は自宅において、個人個人が深夜帯まで SNS などを利用して、クラスメートの悪口を書き込む、援助交際を求める書き込みをする、または危険ドラッグのサイトにアクセスして危険ドラッグを購入してしまうなどの、外部から発見しにくい少年事情へと変化している状況であります。

10 年前は、少年が犯罪の被疑者、または被害者になる前の時点で、地域住民の方々や多くの大人が気づき、とめてあげることができましたが、現代においては予兆がなく、外部に発覚したときには、既に犯罪の被疑者や被害者になっているという現象が起りやすくなっています。

また、近年は繁華街を中心に、女子高生などの青少年がマッサージや添い寝、散歩への同行、会話やゲームの相手をして報酬を得る、いわゆる「JKビジネス」が出現しまして、一部の店舗では、裏オプションと呼ばれる性的サービスが行われていることが確認されるなど、福祉犯罪の温床となっており、青少年の健全育成に影響を及ぼしています。

そこで、これらの問題に対応していくため、先般、東京都議会の定例会において、特定異性接客営業等の規制に関する条例が新たに制定されました。

この条例は、JKビジネスを特定異性接客営業と定義して、必要な規制を行うほか、青

少年が水着や下着を着用して接客するガールズバーなども規制の対象となっており、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的として、本年7月1日から既に施行されております。

現下の情勢において、少年の非行防止と健全育成を図っていくためには、これまで以上の取り組みが必要とされており、我々警察としても、区役所や地域住民の皆様方と情報を共有し、未来を担う子どもたちのためにさまざまな活動をしていきたいと思っております。

(議長)

ありがとうございました。

少年第一係長のお話の中で、何か質問はございますか。貴重なお話をありがとうございました。

そのほかに何かございますか。ないようですので、以上で、本日予定していた議題は終了しました。

各委員から、何かございましたらお願いします。ほかに何かございませんでしたら、事務局よろしくをお願いします。

(事務局)

では、事務局から1点だけです。

次回の青少年問題協議会ですが、平成30年1月29日、月曜日、午後2時から練馬区役所本庁舎の20階の交流会場で開催予定でございます。

12月に改めて開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いたします。

(議長)

ほかに何かございませんか。

(委員)

終わる間際で申しわけないのですが、今、子どもの貧困について第一に研究しています。練馬区においても、それなりに施策はやっていると思うのですが子ども食堂、あれについて調べたら、練馬区は10か所以上ある。全国で300何か所あるのですけれども。

貧困率が7人に1人の家庭で、食事ができないとか、孤食、要するに子どもだけで食事を済ませている。それについて、NPOとか私的団体がかかわって、無料とか低価で食事提供、それから勉強を見ている。それは全部ボランティアです。

練馬区は、そういった子ども食堂をやっている団体に対して、どういう支援をしているか、あるいは予算化しているとか、そこら辺を教えてください。

(議長)

委員のご質問は、青少年の貧困の問題について、事務局の方で何か。

(事務局)

子ども食堂につきましては、練馬区の中でも出ている案件でございます。

ただ、本日は、福祉部長と関係部署の直接ご説明できる者が欠席でございますので、これにつきましては確認しまして、もしよろしければ、次回に、1月になってしまいますが、そのときにご報告なりご案内ができればと思いますが、よろしいでしょうか。

(議長)

それでは、これで平成29年度第1回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。